

障 サ 第 1044 号  
令和元年 6 月 17 日

指定障害福祉サービス事業所（訪問系事業者を除く。）  
指定障害者支援施設  
指定障害児通所支援事業所  
指定障害児入所施設  
（指定都市・中核市に所在する事業所を除く。）

管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長  
（公 印 省 略）

要配慮者利用施設(障害者支援施設等)における非常災害対策計画の作成等の  
状況等の報告について（依頼）

障害福祉施策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 31 年 4 月 25 日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長外から別添のとおり依頼がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、次のとおり、別添調査表に必要事項を記入の上、県の電子申請システムにより 6 月 24 日(月)までに御回答くださいますようお願いいたします。

県条例により、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者及び障害児入所施設には非常災害対策計画の策定及び避難訓練等の定期的実施が義務付けられています。今回の調査を通じて、必要な非常災害対策を作成していない、避難訓練を 1 年以上実施していない等のことが明らかになった事業所におかれましては、速やかに必要な対応をされるようお願いいたします。

## 記

### 1 調査対象事業所等

#### (1) 障害福祉サービス事業所

療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所

#### (2) 障害者支援施設

- (3) 障害児通所支援事業所（児童発達支援センターを含む。）  
児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
- (4) 障害児入所施設  
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

## 2 調査内容

- (1) 県・市町村等からの災害時緊急連絡用電話番号（できる限り発災時でも通話可能なもの。）（問2）
- (2) 県・市町村等からの災害時緊急連絡用メールアドレス（できる限り発災時でも受信可能なもの。）（問3）
- (3) 利用者・職員の状況（問9～問11）
- (4) 避難訓練の実施状況及び非常災害対策計画の策定状況（問12～問51）

## 3 回答方法

県の電子申請システムの次のページから調査表をダウンロードし、必要事項を記入の上、調査表を添付して回答

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?id=1560246043778>

## 4 回答期限

令和元年6月24日(月)

## 5 回答に当たっての留意事項

- (1) 調査表には調査対象となる事業所を市町村毎にまとめて記載しています。  
※ 調査表はExcelでできており、事業者番号で検索していただけます。
- (2) 問1は県障害サービス課で、問4から問8はそれぞれの事業所が所在する市町村で記入しています。
- (3) 全ての事業所が問2、問3及び問9から問13までに回答してください。
- (4) 問13で「非常災害対策計画」を作成していると回答した事業所は問14から問26までに回答してください。
- (5) 問4から問8までのいずれかに○印のある事業所は問27以降にも回答してください。
  - 問4に○のある事業所 → 問27から問31までに回答
  - 問5に○のある事業所 → 問32から問36までに回答
  - 問6に○のある事業所 → 問37から問41までに回答
  - 問7に○のある事業所 → 問42から問46までに回答
  - 問8に○のある事業所 → 問47から問51までに回答

問合せ先

事業支援グループ 岡崎

電話 045-210-4717(直通)

施設指導グループ 岸

電話 045-210-4705(直通)

(参考)

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成 25 年 1 月 11 日 神奈川県条例第 9 号)

(非常災害対策)

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

※ 他の障害福祉サービスについては、本条を準用。

※ 障害者支援施設、障害児通所支援事業及び障害児入所施設についても、次の各条例により同内容を規定。

- ・ 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 神奈川県条例第 10 号）
- ・ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 神奈川県条例第 7 号）
- ・ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 神奈川県条例第 8 号）